

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課)	62
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	65
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	65
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	65
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	65
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	65
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課)	65
○第一種市街地再開発事業の終了の認可…………… (建築指導課)	66

告 示

北海道告示第376号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

- 実施の目的
腐蛆病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
夕 張 市 令和4年7月19日から同年9月30日まで
岩 見 沢 市 同
美 唄 市 同
芦 別 市 同
赤 平 市 同
三 笠 市 同
滝 川 市 同

- 砂 川 市 同
- 歌 志 内 市 同
- 深 川 市 同
- 南 幌 町 同
- 奈 井 江 町 同
- 上 砂 川 町 同
- 由 仁 町 同
- 長 沼 町 同
- 栗 山 町 同
- 月 形 町 同
- 浦 白 町 同
- 新 十 津 川 町 同
- 妹 背 牛 町 同
- 秩 父 別 町 同
- 雨 竜 町 同
- 北 竜 町 同
- 沼 田 町 同
- 江 別 市 令和4年7月1日から同年10月31日まで
- 千 歳 市 同
- 恵 庭 市 同
- 北 広 島 市 同
- 石 狩 市 同
- 当 別 町 同
- 新 篠 津 村 同
- 小 樽 市 令和4年7月11日から同年9月30日まで
- 島 牧 村 同
- 寿 都 町 同
- 黒 松 内 町 同
- 蘭 越 町 同
- ニ セ コ 町 同
- 真 狩 村 同
- 留 寿 都 村 同
- 喜 茂 別 町 同
- 京 極 町 同
- 倶 知 安 町 同

共 和 町 同
岩 内 町 同
泊 村 同
神 恵 内 村 同
積 丹 町 同
古 平 町 同
仁 木 町 同
余 市 町 同
赤 井 川 村 同
室 蘭 市 令和4年7月1日から同年9月30日まで
苦 小 牧 市 同
登 別 市 同
伊 達 市 同
豊 浦 町 同
壮 瞥 町 同
白 老 町 同
厚 真 町 同
洞 爺 湖 町 同
安 平 町 同
む かわ 町 同
日 高 町 令和4年7月1日から同年10月31日まで
平 取 町 同
新 冠 町 同
浦 河 町 同
様 似 町 同
え り も 町 同
新 ひ だ か 町 同
函 館 市 令和4年7月19日から同年10月7日まで
北 斗 市 同
松 前 町 同
福 島 町 同
知 内 町 同
木 古 内 町 同
七 飯 町 同
鹿 部 町 同

森 町 同
八 雲 町 同
長 万 部 町 同
江 差 町 令和4年7月1日から同年9月30日まで
上 ノ 国 町 同
厚 沢 部 町 同
乙 部 町 同
奥 尻 町 同
今 金 町 同
せ た な 町 同
旭 川 市 同
士 別 市 同
名 寄 市 同
富 良 野 市 同
鷹 栖 町 同
東 神 楽 町 同
当 麻 町 同
比 布 町 同
愛 別 町 同
上 川 町 同
東 川 町 同
美 瑛 町 同
上 富 良 野 町 同
中 富 良 野 町 同
南 富 良 野 町 同
占 冠 村 同
和 寒 町 同
剣 淵 町 同
下 川 町 同
美 深 町 同
音 威 子 府 村 同
中 川 町 同
幌 加 内 町 同
留 萌 市 令和4年8月1日から同年9月30日まで
増 毛 町 同

小 平 町	同
苦 前 町	同
羽 幌 町	同
初 山 別 村	同
遠 別 町	同
天 塩 町	同
稚 内 市	同
猿 払 村	同
浜 頓 別 町	同
中 頓 別 町	同
枝 幸 町	同
豊 富 町	同
礼 文 町	同
利 尻 町	同
利 尻 富 士 町	同
幌 延 町	同
北 見 市	令和4年7月1日から同年10月31日まで
網 走 市	同
紋 別 市	同
大 空 町	同
美 幌 町	同
津 別 町	同
斜 里 町	同
清 里 町	同
小 清 水 町	同
訓 子 府 町	同
置 戸 町	同
佐 呂 間 町	同
遠 軽 町	同
湧 別 町	同
滝 上 町	同
興 部 町	同
西 興 部 村	同
雄 武 町	同
帯 広 市	令和4年8月1日から同年9月30日まで

音 更 町	同
士 幌 町	同
上 士 幌 町	同
鹿 追 町	同
新 得 町	同
清 水 町	同
芽 室 町	同
中 札 内 村	同
更 別 村	同
大 樹 町	同
広 尾 町	同
幕 別 町	同
池 田 町	同
豊 頃 町	同
本 別 町	同
足 寄 町	同
陸 別 町	同
浦 幌 町	同
釧 路 市	令和4年7月11日から同年10月21日まで
釧 路 町	同
厚 岸 町	同
浜 中 町	同
標 茶 町	同
弟 子 屈 町	同
鶴 居 村	同
白 糠 町	同
根 室 市	令和4年7月15日から同年10月14日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同
標 津 町	同
羅 白 町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼又は転飼されている全蜂群

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年6月10日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、共和土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、令和4年6月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（新篠津北地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和4年6月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘190の3・192の5・192の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大樹町役場の掲示場に掲示した。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和4年北海道告示第335号

2 所在が不明な者 坂野 一郎

北海道告示第382号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

小樽高島1丁目・2丁目1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
小樽市	手宮1丁目	1番1	1
同	手宮3丁目	38番	2
同	同	同	3
同	同	83番1	4
同	同	同	5
同	同	80番1	6
同	手宮1丁目	1番11	7
同	同	1番10	8

北海道告示第383号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

令和4年6月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施行者の名称 アルファコート帯広3・9地区開発株式会社
- 2 第一種市街地再開発事業の名称 帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成29年8月22日から令和4年6月13日まで
- 4 施行地区 帯広市西3条南9丁目23番から26番まで、西4条南9丁目5番から7番まで及び西4条南8丁目22番並びに市道西3条南線の一部、市道競馬場線の一部、市道西4条南甲線の一部、市道南8丁目西線の一部及び市道西3・4条仲通乙線の一部
- 5 施行の認可の年月日 平成29年8月22日
- 6 終了の認可の年月日 令和4年6月13日